

千葉市建築物の環境配慮に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に係る総合的な環境性能評価に関し必要な事項を定め、建築主の環境に対する自主的な取組を促進することにより、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図り、市民が安全で安心な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、もって持続可能な社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建築物 建築物のうち、延べ面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積）が2,000平方メートル以上のものをいう。
- (2) 新築等 新築、増築又は改築をいう。
- (3) 特定建築主 建築主のうち、特定建築物の新築等をしようとする者をいう。

(特定建築主の責務)

第3条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとする場合においては、次条の規定による方法に基づき当該建築物に係る総合的な環境性能評価を行い、当該建築物の環境に関する品質及び性能の向上並びに当該建築物による外部環境負荷の低減に努めるものとする。

(環境性能の評価の方法)

第4条 特定建築物に係る総合的な環境性能評価は、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）のうち、CASBEE－建築（新築）に基づき行うものとする。

(市の責務)

第5条 市長は、建築主による建築物の建築に係る環境への負荷の低減等環境の保全に関する自主的な取組を促進するため、建築物の環境配慮等環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(建築物環境配慮計画書の届出)

第6条 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事に着手する日までに、建築物環境配慮計画書（様式第1号）に CASBEE－建築（新築）により作成された評価シート一式（以下「シート等」という。）を添えて市長に届け出るものとする。

- 2 特定建築主以外の建築主は、建築物の新築等の工事に着手する日までに、建築物環境配慮計画書にシート等を添えて市長に届け出ることができる。
- 3 原則、電子メールにより届け出るものとし、電子メールにより届け出ることが困難な場合は紙及び電子媒体により届け出ることができる。

(建築物環境配慮計画書の公表)

第7条 市長は、建築物環境配慮計画書の届出があったときは、次に掲げる事項について公表する。
ただし、CASBEE－建築（新築）による建築物に係る総合的な環境性能評価の結果がB+以下のものは公表しない。

- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 建築主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 設計者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (4) 建築物の概要
- (5) CASBEE－建築（新築）による建築物に係る総合的な環境性能評価の結果

2 前項の規定による公表は、都市局建築部建築情報相談課ホームページへの掲載により行うものとする。

3 市長は、第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、建築主及び設計者との協議により公表しないことができる。

4 公表の期間は届出から3年とする。

(建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第8条 第6条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を届け出た建築主（以下「計画書届出建築主」という。）は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合は、速やかに、建築物環境配慮計画変更届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

2 計画書届出建築主は、前条第4号及び第5号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更に係る工事に着手する日までに、建築物環境配慮計画変更届に変更後のシート等を添えて市長に届け出るものとする。

(工事完了の届出)

第9条 計画書届出建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の完了後、建築物工事完了届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(工事の取り止めの届出)

第10条 計画書届出建築主は、特定建築物の新築等を取り止めた場合は、速やかに、建築物新築等取り止め届（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(準用)

第11条 第6条第3項は、前3条の規定による届出があった場合について準用する。

(助言)

第12条 市長は、建築物の環境に関する品質及び性能の向上並びに建築物による外部環境負荷の低減のため、計画書届出建築主に対し、必要な助言を行うことができる。

(報告)

第13条 市長は、計画書届出建築主に対し建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が定める。

(文書の保存)

第15条 保存すべき書類の保存期間は、届出日から3年とする。また、工事完了予定日から3か月を経過し、完了届が出されない場合、または変更届が出されない場合は、保存すべき書類は破棄する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新築等の工事（以下「工事」という。）が着手される建築物について適用し、施行日前に工事が着手された建築物については、この要綱の規定は適用しない。

2 施行日から21日を経過する日までの間に工事が着手される建築物に関する第6条第1項及び第2項の規定の適用については、同条中「新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるの

は、「新築等をする場合は、速やかに」とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間に、建築物環境配慮計画書を市長に届け出る者に対する第4条、第6条第1項及び第7条第1項第5号の規定の適用については、これらの規定中「CASBEE—建築（新築）」とあるのは、「CASBEE—新築（簡易版）又はCASBEE—建築（新築）」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

建築物環境配慮計画書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

千葉市建築物環境配慮に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり届け出します。

1 建 築 主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
2 代 理 者	氏 名 勤 務 先 郵便番号 - 所在地 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
3 設 計 者	氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地 連絡先電話番号 ()
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
- 3 評価結果が B+以下の場合、千葉市ホームページに公表されません。

6	建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名 称 所 在 地		
7 建築物の 概要	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築		
	(2) 床面積	届出部分 (m ²)	届出以外の部分 (m ²)	合計 (m ²)
	(3) 用途 (用途別床面積)	☐ 事務所(m ²) ☐ 学校 (m ²) ☐ 物販店(m ²) ☐ 飲食店(m ²) ☐ 集会所(m ²) ☐ 病院 (m ²) ☐ ホテル(m ²) ☐ 集合住宅(m ²) ☐ 工場 (m ²) ※(m ²) 内に当該用途の届出部分床面積を記入		
8	総合設計の適用	☐ 有 ☐ 無		
9	地域再生支援事業 (マンション 建替え支援)の 適用	☐ 有 ☐ 無		
10	建築主氏名の 公表可否	☐ 公表 ☐ 非公表 ※評価結果がA以上の場合記入して下さい。		
11	設計者氏名の 公表可否	☐ 公表 ☐ 非公表 ※評価結果がA以上の場合記入して下さい。		
12	工事着手予定 年月日	年 月 日		
13	工事完了 年月日	年 月 日		
14	備考			

建築物環境配慮計画変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

千葉市建築物環境配慮に関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出します。

1	建 築 主	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @	
2	設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 - 所在地 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @	
3	建 築 物 の 名 称 及 び 所 在 地	フリガナ 名 称 所 在 地	
4	変 更 し よ う と す る 事 項	変更前	
		変更後	
5	建築物環境配慮 計画書の受付年月 日及び受付番号	年 月 日 第 一 号	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考
- ※印のある欄は、記載しないでください。
 - この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
 - 評価結果がB+以下の場合、千葉市ホームページに公表されません。

6	建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名 称 所 在 地		
7 建築物の 概要	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築		
	(2) 床面積	届出部分 (m ²)	届出以外の部分 (m ²)	合計 (m ²)
	(3) 用途 (用途別床面積)	☐ 事務所(m ²) ☐ 学校 (m ²) ☐ 物販店(m ²) ☐ 飲食店(m ²) ☐ 集会所(m ²) ☐ 病院 (m ²) ☐ ホテル(m ²) ☐ 集合住宅(m ²) ☐ 工場 (m ²) ※(m ²) 内に当該用途の届出部分床面積を記入		
8	総合設計の適用	☐ 有 ☐ 無		
9	地域再生支援事業（マンション建替え支援）の適用	☐ 有 ☐ 無		
10	建築主氏名の公表可否	☐ 公表 ☐ 非公表 ※評価結果がA以上の場合記入してください。		
11	設計者氏名の公表可否	☐ 公表 ☐ 非公表 ※評価結果がA以上の場合記入してください。		
12	工事着手予定 年 月 日	年 月 日		
13	工事完了日 年 月 日	年 月 日		
14	備考			

建築物工事完了届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

千葉市建築物環境配慮に関する要綱第9条の規定により、次のとおり届け出します。

1 建 築 主	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
2 設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 - 所在地 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
3 連 絡 先	フリガナ 氏 名 郵便番号 住 所 電話番号 () 電子メールアドレス @
4 建 築 物 の 名 称 及 び 所 在 地	フリガナ 名 称 所 在 地
5 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
6 検 査 済 証	年 月 日 第 号
7 建 築 物 環 境 配 慮 計 画 書 の 受 付 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 第 一 号
8 備 考	
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
3 完了検査済証の写しを添付してください。

建築物新築等取り止め届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

千葉市建築物環境配慮に関する要綱第10条の規定により、次のとおり届け出します。

1 建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 - 所在地 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
3 連絡先	フリガナ 氏 名 郵便番号 住 所 電話番号 () 電子メールアドレス @
4 建築物の 名称及び所在地	フリガナ 名 称 所 在 地
5 取り止めた日	年 月 日
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。